

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金 (大口定期)
2. 販売対象	■法人および個人の方。
3. 期間	■定型方式----- 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ■満期日指定方式----- 1ヶ月超5年未満 ■定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続 (元金継続、元利金継続) のお取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	■一括預入 ■1,000万円以上 ■1円単位
5. 払戻方法	■満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法	■固定金利 ■預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ■自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ■預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日) 以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いするお利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率 (約定利率×70%) により計算します。 ■付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	■個人の方のお利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ■法人の方は総合課税となります。
8. 手数料	-----
9. 付加できる特約事項	■個人の方の自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率)
10. 中途解約時の取扱い	■満期日以前にご解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日からご解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息をお支払いしている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報の入手方法	■金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	■苦情処理措置: 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または監査法務部法務課にお申し出ください。 F A X : 0942-33-7193、 eメール : chikusin@world.ocn.ne.jp ■紛争解決措置: 東京弁護士会 (電話 : 03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話 : 03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話 : 03-3581-2249)、天神弁護士センター (電話 : 092-741-3208)、北九州法律相談センター (電話 : 093-561-0360) 久留米法律相談センター (電話 : 0942-30-0144) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記監査法務部または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話 : 03-3517-5825) または九州北部地区しんきん相談所 (9時~17時、電話 : 092-481-8815) にお申し出ください。
13. その他参考となるべき事項	■満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ■預金保険制度の付保対象ご預金です。元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となっております。当金庫に複数の口座がある場合には、それらのご預金元本を合計して、1,000万円までとのお利息が保護されます。